

「令和7年度沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託」への応募申請に係る質問への回答について
 ご質問があった事項について、以下のとおり回答します。

	質問	回答
1	【令和6年度調査結果について】 令和6年度の調査業務・基本計画策定業務の成果報告書について提供いただけますでしょうか。	令和6年度の調査結果は、 <u>応募資格（公募要領「6. 応募資格」参照）を有し、かつ、本事業への応募を目的として使用する場合のみ提供できます。</u> 調査結果の提供を希望する場合は、以下の送付先に、次の内容を記載しご連絡ください。 ・件名は、「令和7年度沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託」としてください。 ・本文中に、令和6年度調査結果の資料提供希望と記載してください。 ・資料を受け取るメールアドレスを記載してください。 【送付先】 aa055301@pref.okinawa.lg.jp 【電 話】 098-866-2337
2	【計画地について】 「仕様書2P（1）導入可能性調査、整備基本計画の作成支援、ア.事業スキームの精査」について、公有地を活用したPPP手法による製造支援施設の整備とありますが、計画地の概要をご教示ください。	計画地は決定していません。 現在、県有地を活用したPPP/PFI手法による製造支援施設の整備を検討しており、バイオ関連の製品の製造が可能な用途地域（準工業地域や工業地域）で検討しております。 また、敷地面積については「拠点構想」に示した製造施設が立地可能な5,000㎡程度の規模を確保できる用地を検討しております。
3	【計画地について】 「仕様書2P（1）導入可能性調査、整備基本計画の作成支援、ア.事業スキームの精査」について、公有地を活用したPPP手法による製造支援施設の整備とありますが、計画地は県有地との理解でよろしいでしょうか。	本業務委託では、県有地を活用した事業手法を検討することとしております。
4	【検討委員会の開催回数について】 「仕様書2P（1）導入可能性調査、整備基本計画の作成支援、イ.整備基本計画（案）の作成支援」について、検討委員会の開催回数をご教示ください。	検討委員会は最大2回を計画しています。
5	【応募資格について】 「公募要領2P、6.応募資格（2）」について、過去2年間の間に契約した業務で、業務全体の履行期限は到来していないが、本業務の類似部分についてはすでに完了している業務については、応募資格の実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要領（応募資格）の記載のとおり、履行期限が到達していない契約は、応募資格の実績として認められません。
6	【応募資格について】 「公募要項2P、6.応募資格（2）」について、実績を証明する資料の提出について記載がありませんが、テクリス等の提出は不要でしょうか。	テクリス等の提出は不要です。 ただし、応募資格の真正性を確認するため、委託契約前には実績を証明する書類の提出（契約書の写しや完了報告書の写しなど）を求めます。

7	【提出書類について】 「公募要項 4 P、8. 提出書類⑮二次審査用パワーポイント（10分程度の内容・枚数）」とありますが、パワーポイントのデータを提出する場合の提出方法や提出期日をご教示ください。	パワーポイントは提出書類として印刷物の提出をお願いします。提出期限は「令和 7 年 6 月 12 日（木）15 時必着」です。 提出期限までに提出いただいたパワーポイントのデータは、二次審査で使用するために提供を求めることがあります。
8	【委託に係る経費について】 「公募要項 5 P・6 P、11. 経費上の区分、○委託に係る経費」について、委員謝金については、本業務委託費に含まれるとのことですが、委員の旅費等（飛行機代・宿泊費）は本業務委託費に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	委員の旅費等（飛行機代、宿泊費）も業務委託費に含まれます。 なお、委員会委員は県外（東京）1 名、県内 7 名です。
9	【様式について】 （様式 2）企画提案書について、用紙のサイズやページ数の制限がありましたらご教示ください。	様式は A 4 サイズです。ページ数の制限はありません。
10	【様式について】 （様式 6）実績書につきまして、同種類及び同等規模以上の契約等の実績とありますが、「同等規模以上」の定義についてご教示ください。	同種類とは「PPP／PFI 手法導入可能性調査」や「PPP／PFI 手法の基本計画策定」を含む業務とします。また、本事業における同等規模の取扱い「契約金額が本事業の予算上限額（16,246,000 円（税込））の 50% 以上（8,123,000 円（税込））」の額であるかを目安に判断します。様式 6 には、同種類及び同等規模以上の契約等の実績を記載することとしており、「同種類」、「同等規模以上」の両方を満たす実績を記載してください。
11	【様式について】 （様式 6）実績書につきまして、の実績は最大 9 件まで記載できるとの理解でよろしいでしょうか。	様式 6 実績書へ記載する実績（令和 5 年度～令和 7 年度の実績）の数に制限はありません。主な実績のみの記載でも構いません。記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。
12	【実績について】 （様式 6）実績書につきまして、実績を証明する資料の提出について記載がありませんが、テクリス等の提出は不要でしょうか。	テクリス等の提出は不要です。 ただし、実績の真正性を確認するため、委託契約前には実績を証明する書類の提出（契約書の写しや完了報告書の写しなど）を求める場合があります。